二　ロープ及び器具は、許容荷重を超えて使用しないこと。
三　ロープは、必要以上に衝撃を与え、又は摩さつしないこと。
四　ロープを曲折部にかける場合は、緩衝物をあてること。
五　結索を完了したロープは結び目を整理し、ゆるみのないようにすること。
六　ロープを複数本使用するときは、必要に応じ色等により識別できるようにすること。
七　ロープは、踏みつけ、引きずり等をしないこと。

（都市型ロープレスキュー器具によるロープの整理）

第百四十条　都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法に使用する長いロープの整理は、次の各号の要領による。

一　振り分け巻きによる整理は、ロープの一端を両手で持ち、両手を広げて、順次一ひろの長さをとって肩にかけていき、巻きどめのできる長さを残し、肩にかけたロープを折り返した状態を保ちながら手に持ち、ロープの上から巻き終わりのロープをしっかりと四回程度巻きつけ、この索端をロープの折り返しの位置で半結び又は巻結びにより結着する。
二　ロープバッグ収納による整理は、ロープの一端からよりに注意しながらロープバッグへ入れていき、収納する。

第二節　都市型ロープレスキュー器具による基本結索操法

（都市型ロープレスキュー器具による基本結索の訓練要領）

第百四十一条　都市型ロープレスキュー器具による基本結索の訓練要領は、第百十一条の規定を準用する。この場合において、第百十一条中「基本結索」とあるのは、「都市型ロープレスキュー器具による基本結索」と読み替えるものとする。

（都市型ロープレスキュー器具による基本結索の種別及び要領）

第百四十二条　都市型ロープレスキュー器具による基本結索の種別は、結合、結節及び結着とする。

2　次の各号に掲げる都市型ロープレスキュー器具による基本結索におけるロープ等の結合の要領は、当該各号に定めるところによる。

一　ダブルフィッシャーマンズノット

〔1〕



〔2〕



〔3〕

